

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案） 参照条文

◎ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）

第九条の二 オーストラリア協定の規定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

- 一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品
 - 二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品
- 2 〃 8 （省 略）

◎ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（製造用原料品の減税又は免税）

第十三条 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

- 一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他のグレーンソルガム及びびとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

- 二 （省 略）
- 2 〃 8 （省 略）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
一〇・〇一 （一〇〇一・一）	小麦及びメスリン デュラム小麦 （省 略）	

一〇〇一・九一	その他のもの 播種用のもの	一キログラムにつき 六五円
一〇〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき 六五円
一〇・〇三	大麦及び裸麦	一キログラムにつき 四六円
一〇〇三・一〇	播種用のもの	一キログラムにつき 四六円
一〇〇三・九〇	その他のもの	四六円

◎ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）

- 第四十二条 政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものをいう。第五項及び次条から第四十五条までにおいて同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。
- 2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不相当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。
- 3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。
- 4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通しに即して行うものとする。
- 5 第三十条第二項の規定は、第一項の麦等の買入れについて準用する。

（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）

第四十三条 政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、

当該輸入に係る麦等を買入れることができない。

- 2 政府は、前項の規定により買入れた麦等を同項の買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。
- 3 第一項の規定により買入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。
- 4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

◎ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（飼料の指定）

第三十三条の二 法第九条の二第一項に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものとする。

◎ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（抄）

（飼料及びその原料品の指定）

第六条 法第十三条第一項第一号（製造用原料品の減税又は免税）に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるもの（以下この条及び次条において「単体飼料」という。）とし、同号に規定する政令で定める原料品は、配合飼料にあつては、とうもろこし、ライ麦、バナナの粉、砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度以上に相当するものに限る。）、糖みつ、カッサバ芋及び甘しよ生切干（カッサバ芋及び甘しよ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。）とし、単体飼料にあつては、とうもろこしとする。

◎ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（抄）

（麦等の範囲）

- 第十二条 法第四十二条第一項のその他政令で定めるものは、メスリン及びライ小麦とする。
- 2 法第四十二条第一項の加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 小麦粉、大麦粉及びはだか麦粉
- 二 小麦、大麦又ははだか麦のひき割りしたもの及びミール
- 三 小麦でん粉
- 四 その他小麦、大麦、はだか麦、メスリン又はライ小麦を加工し、又は調整したものであって農林水産大臣が指定するもの

◎ 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（抄）

（飼料の規格）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号。以下「令」という。）第六条（飼料及びその原料品の指定）及び第六十

六条（配合飼料の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

- 一 原料品の配合割合が、別表の上欄に掲げる配合飼料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものであること。
- 二 粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。ただし、別表第二号に掲げる配合飼料については、この限りでない。
- 三 原料品のうちこうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しよ生切干については、ひき砕いたもの、加熱した後扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものと使用されたものであること。
- 2 令第六条に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとす。

別表（第二条関係）

配合飼料	配合割合
一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二〇%以上であること。 色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第二第百六十二号又は第百六十三号に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を含むこと。

<p>二 糖みつの含有量が全重量の二〇%以上のもの（第一号に該当するものを除く。）</p>	<p>こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の五%以上であること。</p>
<p>三 砂糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの（前二号に該当するものを除く。）</p>	<p>色素の含有量が全重量の〇・〇〇—二%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の〇・一%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の〇・一%以上であること。</p>
<p>四 その他のもの</p>	<p>こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の一%以上であること。</p> <p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の合計の五〇%以上であること。</p>